

八代広域行政事務組合議会
令和6年10月定例会会議録

(第1号)

主要目次

1. 管理者提出案件2件・説明	3
-----------------	-------	---

令和6年10月15日(火曜日)

八代広域行政事務組合議会令和6年10月定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和6年10月15日(火)

1. 招集場所 八代広域行政事務組合議場

1. 出席議員及び欠席議員の氏名

(1) 出席議員（8人）

1番 成松由紀夫君	2番 村川清則君
4番 橋本幸一君	6番 中村和美君
7番 堀口晃君	8番 野崎伸也君
9番 西尾正剛君	10番 上田健一君

(2) 欠席議員（2人）

3番 増田一喜君	5番 金子昌平君
----------	----------

1. 説明のため会議に出席した者の職、氏名

管理者	中村 博生 君 (八代市長)
副管理者	藤本 一臣 君 (氷川町長)
監査委員	江崎 眞通 君
消防長	上野 三郎 君
総括審議員兼危機管理監	谷口 研朗 君
次長兼総務課長	久保田 宏之君
次長兼八代消防署長	北田 浩信 君
会計管理者兼会計課長	岩本 信弘 君
鏡消防署長	永吉 秀博 君
指令課長	丸下 進 君
警防課長	今尾 武志 君
予防課長	江嶋 正 君

1. 職務のため議場に出席した職員の職、氏名

総務課消防審議員兼課長補佐	中村 広喜 君
総務課総務係長兼会計課会計係長	小林 裕明 君
総務課主任	本永 太一 君
総務課主任	澤井 光郁 君
総務課主事	宇佐美 誠 君

1. 議事日程（第1号）

議長の諸報告

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議第13号 令和5年度八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 議第14号 契約の締結について

1. 会議に付した事件

- 1. 日程第1
- 1. 日程第2
- 1. 日程第3
- 1. 休会の件（10月16日から10月27日まで）

(午前9時00分 開議)

○副議長（西尾正剛君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

これより、八代広域行政事務組合議会令和6年10月定例会を開会いたします。

—議長の諸報告—

○副議長（西尾正剛君） 諸般の報告をいたします。

本日、管理者から議案2件が送付され、受理いたしました。

その余の報告は、朗読を省略いたします。

○副議長（西尾正剛君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

—日程第1—

○副議長（西尾正剛君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月28日までの14日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西尾正剛君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

—日程第2～日程第3—

○副議長（西尾正剛君） 日程第2及び日程第3、すなわち、議第13号及び同第14号の議案2件を一括議題とし、これより提出者の説明を求めます。

◎管理者（中村博生君） 議長。（挙手）

○副議長（西尾正剛君） 管理者中村博生君。

（管理者中村博生君 登壇）

◎管理者（中村博生君） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日は、八代広域行政事務組合議会令和6年10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中にご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

先月20日に秋雨前線の影響により線状降水帯が発生し、記録的な大雨となった能登半島においては、土砂崩れの発生や23もの河川の氾濫により、甚大な被害がもたらされております。

1月に発生した能登半島地震からの復旧・復興の最中での災害であり、被災地におけるショックや不安の大きさは計り知れないものと感じております。

お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に、お見舞いを申し上げます。

管内に目を向けますと、8月8日宮崎県日向灘を震源とする地震が発生し、八代市・氷川町ともに震度4を観測いたしました。

また、8月28日の夜から29日の未明にかけて、大型の台風10号が熊本県に最接近いたしました。自転車並みの速度で迷走したことで雨雲が長時間留まったことに加え、線状降水帯が発生したことにより、緊張が高まりましたが、幸いにも、管内での大きな被害の発生はありませんでした。

当消防本部としましても、日頃から災害対応への備えを万全にし、地域住民の生命・財産を守るため、対策強化に努めてまいります。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、最近の消防本部の動向について、ご報告申し上げます。

初めに、八代地区危険物安全協会様から、仮称・新開消防署の開庁に伴う記念に、消防ホース巻き取り機1個を寄贈いただきました。寄贈いただきました品については、ホースをスムーズに巻き取ることができ、ホースの使用後に次の出動体制を迅速に整えることができますことから、大いに活用させていただきます。

次に、消防表彰1件につきまして、ご報告いたします。

8月13日に坂本町中津道の畑で発生しました火災について、駆け付けた近隣住民5名の方が、簡易消火栓を使用し、初期消火を行われたことにより、山火事へと延焼することなく、被害を最小限に抑えられたものであります。

その功績に対し、9月12日に5名の方々を表彰いたしました。

最後に、人事異動関係では、7名の新規採用職員が、約半年間に及ぶ消防学校での初任教育を修了しましたことから、10月1日付で人事異動を行い、新たな体制で業務を開始したところであります。

それでは、本議会に提案しております議案2件について、順次、その概要を説明いたします。

議第13号につきましては、「令和5年度八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算」で、決算事務が完了し、監査委員の審査も終了しましたことから、その認定をお願いするものであります。

議第14号は、八代消防署坂本分署庁舎建設建築工事について、契約金額2億8270万円で、松本建設・堺建設建設工事共同企業体と契約を結ぼうとするものでございます。

以上が、提案理由の説明でございます。

決算の詳しい内容につきましては、このあと、消防長が説明いたします。

よろしくご審議のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

◎消防長（上野三郎君） 議長。（挙手）

○副議長（西尾正剛君） 消防長上野三郎君。
（消防長上野三郎君 登壇）

◎消防長（上野三郎君） おはようございます。
（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、今回、提案しております、議第13号令和5年度八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

議案書の赤インデックス議第13号の4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入の決算額について、表下段、歳入合計の欄でご説明いたします。

予算現額29億5629万8000円に対しまして、調定額28億8732万2313円、収入済額28億6813万2913円、収入未済額が1918万9400円、予算現額と収入済額との比較では8816万5087円の減でありました。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出の決算額について、表下段、歳出合計の欄で説明いたします。

予算現額29億5629万8000千円に対しまして、支出済額25億1758万5868円、翌年度繰越額が3億8920万円、不用額は4951万2132円、予算現額と支出済額との比較では4億3871万2132円の増でありました。

8ページをお願いいたします。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残高は、3億5054万7045円であります。

詳細な内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書により説明いたしますので、12ページ、13ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきまして、13ページの収入済額の欄で説明いたします。

款1分担金及び負担金は27億456万3000円で、組合規約に定める負担割合に基づき、八代市・氷川町それぞれにご負担いただいたものでございます。八代市の負担金額は23億9309万3000円、氷川町の負担金額は3億1147万円でありました。

款2使用料及び手数料は480万8983円で、消防使用料として、行政財産使用料及び土地占有料を、消防手数料として、諸証明料や危険物・煙火申請手数料等を収入いたしました。

款3国庫支出金は0円で、収入未済額であります1918万1000円につきましては、令和6年度に納入予定の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金で、令和6年度への繰越明許費であります。

款4財産収入は191万8911円で、項1財産運用収入の目1財産貸付収入として、自動販売機設置料を、目2利子及び配当金として、2つの基金の預金利子を、また、項2目1物品売払収入として、廃車車両の売払金を収入いたしました。

14ページ、15ページをお願いいたします。

款5繰入金は550万円で、目1の庁舎建設基金繰入金として、災害復旧事業であります坂本分署の基本設計に充当したものであります。

款6繰越金は8049万6376円で、令和4年度からの繰越金でございます。

補正予算額159万8000円は、補正予算・第1号の坂本分署の造成工事に係る一般財源及び補正予算・第3号の給与改定に係る一般財源を補正したものでございます。

款7諸収入は1394万5643円で、組合預金利子及び雑入として、県消防

学校への派遣職員の人件費や救急支弁金などを収入いたしました。収入未済額 8400円につきましては、廃車車両の重量税還付金の未済額であります。この分は、本年度に収入を終えております。

款 8 組合債は 5690 万円で、消防債として、消防本部庁舎仮眠室改修工事に係る消防施設整備事業、災害復旧債として、坂本分署の実施設計や造成工事等に係る災害復旧事業の財源として起こした地方債でございます。

補正予算額 6310 万円は、補正予算・第 1 号の坂本分署の造成工事に係る財源を補正したものでございます。

以上が歳入の決算内容でございます。

次に、16 ページ、17 ページをお願いいたします。

歳出につきまして、17 ページの支出済額の欄でご説明いたします。

款 1 議会費は 99 万 6913 円で、その内容は、各節の備考欄に記載しておりますように、議員報酬など議会運営に要した費用でございます。

款 2 総務費の支出合計は 3985 万 7630 円で、項 1 総務管理費と次ページの項 2 監査委員費の支出合計でございます。

引き続き 17 ページの説明を行います。項 1 総務管理費は 3984 万 171 円で、その主なものとしまして、節 10 需用費では 794 万 546 円で、主に組合広報紙キララの印刷製本費や庁舎管理に係る修繕料などに要した費用でございます。

節 12 委託料は 897 万 1476 円で、主に庁舎清掃委託や法制支援・例規管理システム保守委託などに要した費用で、不用額 136 万 7524 円は、それぞれの業務委託の入札残などによるものでございます。

18 ページ、19 ページをお願いいたします。

節 13 使用料及び賃借料は 925 万 4952 円で、主に財務会計システム等リース料や坂本分署仮設庁舎プレハブ等リース料などに要した費用でございます。

節 14 工事請負費 1062 万 8574 円は、消防本部庁舎仮眠室改修工事やテレビ電波障害対策施設撤去工事に要した費用で、不用額 270 万 3426 円は、消防本部庁舎仮眠室改修工事における一部工事の未改修分などによるものでございます。

項 2 監査委員費は 1 万 7459 円で、監査委員の報酬など監査事務に要した費用でございます。

次に、款 3 消防費は 23 億 3556 万 7982 円で、目 1 常備消防費から 24 ページの目 4 庁舎建設事業費までの支出合計でございます。

引き続き 19 ページの説明を行います。

継続費逡次繰越額は 2 億 8050 万 9000 円、繰越明許費は 6688 万円、不用額は 3569 万 3018 円であります。

目 1 常備消防費は 17 億 716 万 7190 円で、不用額は 1916 万 5810 円でありました。

なお、補正予算額 154 万 7000 円につきましては、補正予算・第 3 号により、給与改定に伴い給料、職員手当等、共済費の人件費を補正したものでございます。

それでは、常備消防費の主なものについてご説明いたします。

節2給料から節4共済費までの消防職員220人、再任用職員16人分の人件費としまして、15億6438万1195円を支出しております。

20ページ、21ページをお願いいたします。

節10需用費は4571万8273円で、主に消防車両などの燃料費や各庁舎の電気料などの光熱水費などに要した費用で、不用額633万9727円につきましては、当初予算措置後のガソリン代や電気料金等の単価が安価だったこと、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う医薬材料の購入減少によるもの及び経費節減などによるものでございます。

節11役務費は1181万831円で、主に通信指令回線等の通信運搬費や消防車両等の自動車保険料などに要した費用で、不用額155万2169円につきましては、電話回線通信の減少などによるものでございます。

節12委託料は3050万3077円で、主に職員の健康診断委託料や高機能消防指令システム等保守委託料などに要した費用で、不用額368万3923円につきましては、業務委託に係る入札残などによるものでございます。

節13使用料及び賃借料は2075万2261円で、主に職員の寝具リース料やパソコン、防火衣等のリース料などに要した費用で、不用額262万4739円も、これらの入札残によるものでございます。

節17備品購入費は、1981万4165円で、主に空気呼吸器などの資機材購入や職員の被服購入などに要した費用で、不用額144万5835円につきましても、これらの入札残などによるものでございます。

節18負担金、補助及び交付金は、1009万7254円で、主に救急救命士研修所や県消防学校等への入校経費などに要した費用でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

次に、目2消防施設費は450万5842円、繰越明許費6688万円、不用額は1347万9158円であります。

その主なものとしましては、節17備品購入費は329万742円で、予防課配備の防災指導車の更新に要した費用でございます。

なお、繰越明許費の6688万円につきましては、令和6年度納入予定の八代消防署配備予定の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車分でございます。

不用額1276万9258円につきましては、これらの入札残でございます。

次に、目3特別防災費は、石油コンビナート等災害防止法に基づく費用としまして、八代市に全額負担いただいているものでございます。支出済額は1億4957万4950円、不用額は230万4050円でございます。

その主なものとしまして、節2給料から節4共済費までの消防職員20人分の人件費といたしまして、1億4199万1554円を支出しております。

なお、節8旅費から節26公課費までにつきましては、常備消防費と同様の支出を行っており、それぞれに入札等による不用額が生じております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

次に、目4庁舎建設事業費は4億7432万円、継続費繰越額は2億8050万9000円、不用額は74万4000円であります。

その主なものとしまして、節14工事請負費は4億7348万4000円で、仮称・新開消防署建設事業に係る工事に要した費用でございます。

なお、継続費逓次繰越としまして、節12委託料では403万5000円を、節14工事請負費では2億7647万4000円を繰り越すものでございます。

次に、款4災害復旧費は4772万9000円、繰越明許費が4181万1000円、不用額は356万3000円であります。

また、補正予算額6315万1000円は、補正予算・第1号により、造成工事費を補正したものでございます。

災害復旧費の主なものとしまして、節12委託料2638万9000円は基本実施設計及び造成測量設計委託に要した費用で、不用額356万3000円はこれらの入札残によるものでございます。

節14工事請負費は2134万円で、坂本分署造成工事に要した費用でございます。なお、繰越明許費4181万1000円につきましては、工期延長に伴う造成工事費の繰り越し分でございます。

次に、款5公債費は9343万4343円、不用額は10万4657円でございます。その主なものとしまして、目1元金の償還額9020万4046円、目2利子の償還額323万297円であります。

最後に、款6予備費については、支出はございません。

以上が、歳出の決算内容でございます。

26ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は28億6813万3000円、歳出総額は25億1758万6000円、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は3億5054万7000円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費逓次繰越額2億8050万9000円、繰越明許費繰越額571万円で、実質収支額は6432万8000円となります。

以上で、議第13号令和5年度八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○副議長（西尾正剛君） 以上で、提出者の説明を終わります。

日程第2及び日程第3の議案2件の議事をしばらく中止いたします。

—休会の件—

○副議長（西尾正剛君） この際、休会の件についてお諮りいたします。

明10月16日から10月27日までは休会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西尾正剛君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○副議長（西尾正剛君） 日程第2及び日程第3の議案2件の議事を再開いたします。

○副議長（西尾正剛君） この際、お諮りいたします。

本2件に対する本日の議事はこの程度にとどめ、延会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西尾正剛君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、明10月16日から10月27日までは休会とし、次の会議は10月28日定刻に開き、質疑並びに一般質問を行います。

質疑、並びに一般質問御希望の諸君は、明10月16日正午までに発言通告書をご提出ください。

本日は、これにて延会いたします。

(午前9時26分延会)